

報告第1号

放棄した市の債権の報告について

栗東市債権管理条例（平成27年栗東市条例第26号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定によりこれを報告する。

令和元年6月14日提出

栗東市長 野村 昌弘

市の債権の放棄調書

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
水道料金	1件	69,434円	生活困窮 (栗東市債権管理条例第6条第1項第1号)
	2件	27,108円	破産 (栗東市債権管理条例第6条第1項第3号)
	23件	554,141円	消滅時効時間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)
	1件	6,714円	死亡 (栗東市債権管理条例第6条第1項第6号)
計	27件	657,397円	【内訳】使用料 644,897円 督促手数料 12,500円

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
児童等給食費 負担金	5件	121,860円	消滅時効時間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)

※幼稚園分

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
児童等給食費 負担金	180件	6,419,737円	消滅時効時間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)

※小学校センター調理分

債権の名称	件数	金額	放棄した事由
生徒等給食費 負担金	80件	2,170,142円	消滅時効時間の経過 (栗東市債権管理条例第6条第1項第4号)

※中学校センター調理分